

川口市上下水道局指定給水装置工事事業者の
違反行為に係る事務処理要綱

川口市上下水道局指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、川口市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局 規程第5号。以下「規程」という。）第20条の規定に基づき、川口市上下水道局指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）の違反行為（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）及び同法の関連法令並びに同法に基づく本市条例その他の例規に違反する行為をいう。以下同じ。）に係る事務処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(違反行為の調査、報告等)

第2条 上水道維持課長（以下「課長」という。）は、指定工事事業者が違反行為を行った疑いがあるときは、当該指定工事事業者からの事情聴取等、事実関係の調査を行うものとする。

2 課長は、第1項の調査の結果、指定工事事業者に違反行為の事実が認められるときは、当該指定工事事業者に対し、直ちに違反行為を是正するよう指導するものとする。

3 課長は、必要に応じて当該指定工事事業者からてん末書の提出を求めるとともに、指定給水装置工事事業者違反行為等調査兼報告書（様式第1号）を作成する。

(注意又は警告)

第3条 上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、違反行為の内容を検討し、規程第9条の指定の取消しの処分又は規程第10条の指定の停止の処分（以下「処分」という。）を行うことまでは要しないが、違反行為の再発を防止するため注意等を促すことが必要と認めるときは、文書による注意又は警告を行うことができる。ただし、違反行為が軽易であって、既に是正されている場合にあっては、口頭による注意をすることができる。

(処分による意見具申)

第4条 課長は、違反行為の内容を検討し、処分が必要と認めるときは、管理者に報告し、規程第19条の川口市上下水道局指定給水装置工事事業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）開催の要否について、意見を具申することができる。

(聴聞又は弁明の機会の付与)

第5条 管理者は、指定工事事業者が規程第9条各号のいずれかに該当し、同条の規定による指定の取消しが相当であると認めるときは、課長をして、川口市行政手続条例（平成11年条例第8号。以下「手続条例」という。）第13条第1項第1号に規定する聴聞を主宰させるものとする。

- 2 聴聞の実施に当たっては、手続条例第15条第1項の規定に基づき、聴聞通知書（様式第2号）により通知する。
- 3 課長は、聴聞を終結したときは、手続条例第24条第3項の規定により聴聞報告書（様式第3号）を作成し、同条第1項に規定する聴聞調書（様式第4号）とともに、管理者に報告する。この場合において、課長は、処分案を作成し、当該報告書に添付するものとする。
- 4 管理者は、指定工事事業者が規程第9条各号のいずれかに該当し、規程第10条の規定による指定の停止が相当であると認めるときは、当該指定工事事業者に手続条例第13条第1項第2号に規定する弁明の機会を与える。
- 5 弁明の機会を与えるときは、手続条例第28条の規定に基づき、指定工事事業者に対して、弁明通知書（様式第5号）により通知する。
- 6 聴聞及び弁明の機会の付与に関する事務は、課長が行う。

（審査委員会の開催）

第6条 管理者は、指定工事事業者に関する指定の取消し又は指定の停止に係る処分をしようとするときは、審査委員会を開催し、処分の内容について審議する。

（処分の通知）

第7条 管理者は、審査委員会の審議に基づき処分を決定したときは、当該処分に係る指定工事事業者に対し処分通知（様式第6号）を作成し、当該処分の通知を行う。

- 2 管理者は、処分を行うときは、規程第11条の規定に基づき公示を行なう。

（給水装置工事主任技術者に対する措置）

第8条 管理者は、法第25条の4第1項に規定する給水装置工事主任技術者（以下「主任技術者」という。）が、法第25条の5第3項に規定する主任技術者免状の返納命令に該当する重大な違反があったと認めるときは、その旨を国土交通大臣及び環境大臣に報告する。

（処分の基準）

第9条 この要綱に定める注意、警告及び処分の基準は、管理者が別に定める。

（実施期日）

第10条 この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

指定給水装置工事事業者違反行為等調査兼報告書

川口市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 7 条により指定を受けた指定給水装置工事事業者が、同規程第 9 条に該当する行為を行ったので下記の通り報告します。

記

対象となる指定給水装置工事事業者	
指 定 番 号	第 号
名 称 又 は 氏 名	
代 表 者 氏 名	
住 所	
行為のあった日	年 月 日
行為の内容（工事の場所、行為の概要、是正措置の内容など）	
添付資料（てん末書、関係図面、関係資料など）	

様式第2号（表）

年 月 日

指定第 号

様

川口市上下水道事業管理者

聴 聞 通 知 書

指定給水装置工事事業者違反行為等調査兼報告書第 号の内容及び、川口市上下水道局指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱第5条第2項により、聴聞を行うため通知します。

1 聴聞を受ける指定給水装置工事事業者の名称又は氏名

指 定 番 号 第 号
名 称 又 は 氏 名
所 在 地
代 表 者

2 予定される処分内容及び根拠

3 聴聞の対象となる行為

指定給水装置工事事業者違反行為等調査兼報告書第 号
の行為について聴聞を行う。

4 聴聞の日時 年 月 日 時 分より

5 聴聞を行う場所

6 事務を所掌する課

様式第2号（裏）

教 示

- 1 この通知を受けた方は、聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び根拠書類又は証拠物を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類もしくは証拠物を提出することができる。
- 2 この通知を受けた方は、聴聞が終結するまでの間、当該処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。

年 月 日

川口市上下水道事業管理者 様

上水道維持課長

聴 聞 報 告 書

川口市上下水道局指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱第5条により、聴聞を行ったので報告します。

1 聴聞の対象となる行為及び氏名又は名称

指定給水装置工事事業者違反行為調査兼報告書 第 号(別添)

2 予定される処分に対する主宰者の意見とその理由

3 処分の原因となる事実に対する当事者等の主張

年 月 日

川口市上下水道事業管理者 様

上水道維持課長

聴 聞 調 書

川口市上下水道局指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱第5条により、聴聞を行ったので報告します。

1 聴聞の対象となる行為及び氏名又は名称

指定給水装置工事事業者違反行為調査兼報告書 第 号(別添)

2 聴聞の日時 年 月 日

3 聴聞の場所

4 出席者

5 聴聞関係者の陳述の要旨

6 職員の説明の要旨

7 提出された証拠書類又は証拠物

年 月 日

指定第 号

様

川口市上下水道事業管理者

弁 明 通 知 書

川口市上下水道局指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱第5条により、指定給水装置工事事業者違反行為調査兼報告書第 号の内容について弁明の機会を付与する。

なお、弁明は、川口市行政手続条例第27条により、口頭での弁明を認めたときを除き、弁明を記載した書面（以下「弁明書」という。）を提出してするものとする。また、弁明をするときは、証拠書類等を提出することができる。

1 対象となる違反行為

指定給水装置工事事業者違反行為等調査兼報告書第 号

2 対象となる指定事業者の名称又は氏名

指 定 番 号 第 号
名称又は氏名
代 表 者
所 在 地

3 弁明書の提出期限及び提出先又は口頭による弁明を行う日時及び場所

日 時 年 月 日

場 所

提出先

年 月 日

指定第 号

様

川口市上下水道事業管理者

処 分 通 知 書

川口市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第9条により処分を決定しましたので通知します。

1 処分の内容

2 処分を受ける指定給水装置工事事業者の名称又は氏名

指 定 番 号 第 号
名称又は氏名
代 表 者
所 在 地

3 処分の対象となる行為

指定給水装置工事事業者違反行為等調査兼報告書第 号

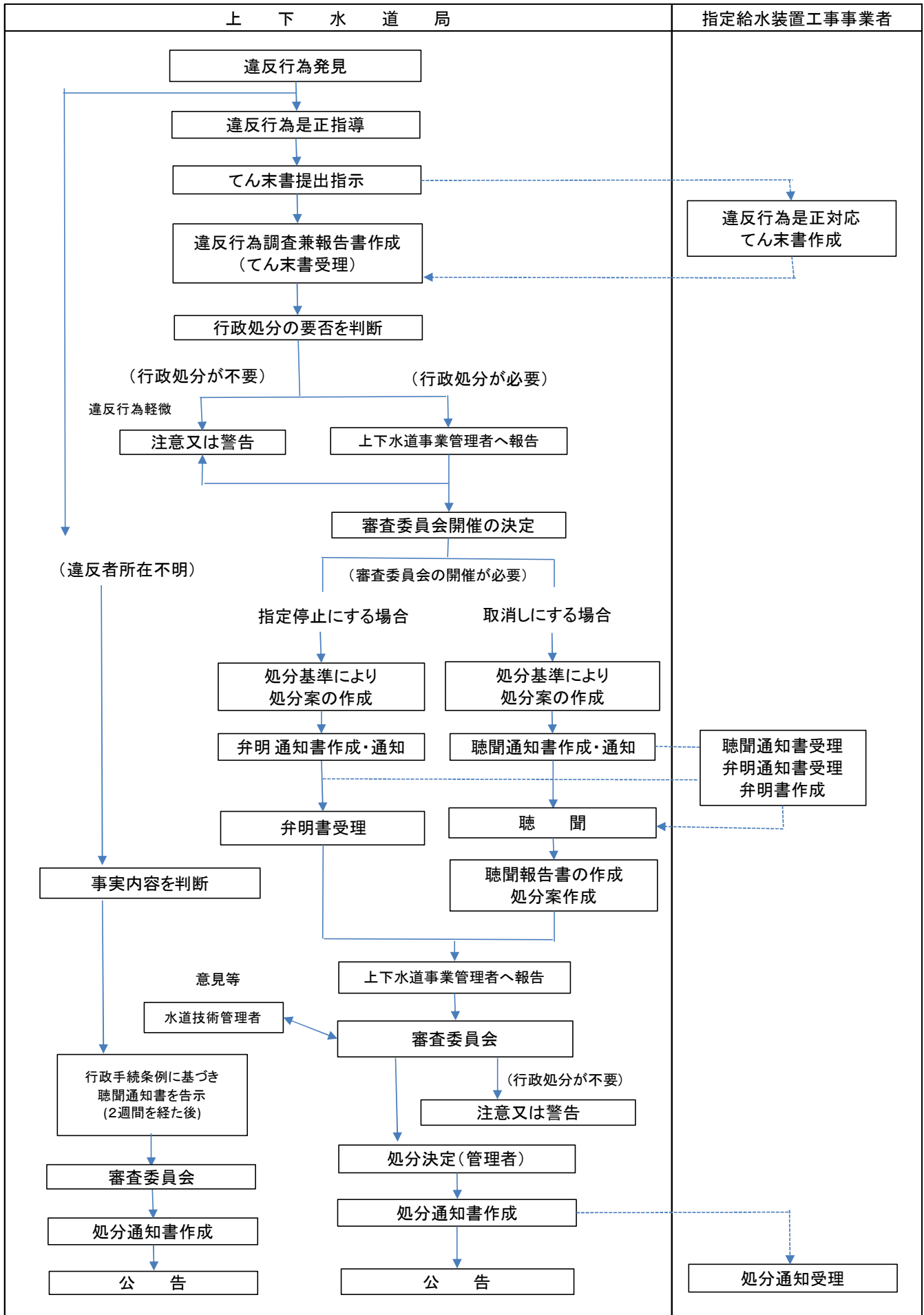
様式第6号（裏）

教 示

この処分に不服があるときは、次に掲げるところにより審査請求又は処分の取消しの訴えの提起をすることができます。

- (1) 審査請求は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に川口市長に対してすることができます。ただし、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- (2) 処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、川口市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において川口市を代表する者は、川口市上下水道事業管理者です。ただし、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- (3) 審査請求をした後に行う処分の取消しの訴えは当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

川口市上下水道局指定給水装置工事事業者違反行為事務処理フロー



指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分基準

項目	違反内容	指導方法等	処分内容(基準)	根拠条文 (水道法)	関係法令条文 (水道法とその施行規則)	川口市上下水道局指定 給水装置工事事業者規程
指 定 要 件 違 反	1. 事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置かないとき。	○「休止届」又は「廃止届」を提出するよう指導する。(文書で期日を定め警告)	指定取消し	第25条の11 第1項第1号	第25条の3 第1項第1号	第9条第1項2号
	2. 国土交通省令で定める機械器具を有しなくなつたとき。	○国土交通省令で定める機械器具を有しな いことが判明したときは、指定業者に對し欠け ている機械器具を備えつけるよう指導す る。(文書で期日を定め警告)	指定取消し		第25条の3 第1項第2号	施行規則第20条
	3. 精神の機能の障害により給水装置工事の事業を 適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意 思疎通を適切に行うことができないう者であること。	○指定業者が個人の場合は速やかに「廃止 届」を提出するよう指導する。 法人の場合は欠格事項に該当した役員を 他の者に変更した場合適用しない。	指定取消し		第25条の3 第1項第3号イ	
	4. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者で あること。	○一律に指定を取消す。	指定取消し		第25条の3 第1項第3号ロ	
	5. 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終 わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日か ら2年を経過しない者であることが判明したとき。	○一律に指定を取消す。	指定取消し		第25条の3 第1項第3号ハ	
	6. 指定を取り消され、その取消しの日から2年を経 過しない者であることが判明したとき。	○一律に指定を取消す。	指定取消し		第25条の3 第1項第3号ニ	
	7. 業務に關し不正又は不誠実な行為をしたとき。	○違反行為の程度によって文書注意又は指 定停止を決定する。	指定取消し又は 指定停止6月以下		第25条の3 第1項第3号ホ	
	①無断通水、メーターの不正使用等をしたとき。	○違反行為の程度によって文書注意又は指 定停止を決定する。	指定停止6月以下			
	②道路掘削許可、道路使用許可を受けずに工事 を施行したとき。	○違反行為の程度によって文書注意又は指 定停止を決定する。	指定停止3月以下			
	③施工上の安全管理を怠り、従業員を死傷させ たとき。	○違反行為の程度によって文書注意又は指 定停止を決定する。	指定停止6月以下			
④施工上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出 し、又は被害を与えたとき。	○違反行為の程度によって文書注意又は指 定停止を決定する。	文書注意				
⑤研修機会の確保をしなかつたとき。	○違反行為の程度によって文書注意又は指 定停止を決定する。	文書警告				
⑥ 文書注意に従わないとき。	○違反行為の程度によって文書注意又は指 定停止を決定する。	指定停止3月以下				
⑦ 文書警告に従わないとき。	○違反行為の程度によって文書注意又は指 定停止を決定する。	指定停止6月以下				
⑧ その他の違反行為	主として管理者の承認を受けないで工事を 施行したとき又は又は工事完成後管理者の検査 を受けなかつたとき。	指定停止6月以下				

項目	違反内容	指導方法等	処分内容(基準)	根拠条文 (水道法)	関係法令条文 (水道法とその施行規則)	川口市上下水道局指定 給水装置工事事業者規程
主任技術者選 任等義務違反	1. 給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届 出をしないとき。	○選任届、解任届を速やかに提出するように 指導する。(文書で期日を定め警告)	指定取消し	第25条の11 第1項第2号	第25条の4 第1項 第2項 施行規則第21条 第1項 第2項	第9条第1項4号
	2. 給水装置工事主任技術者が、2以上の事業所に 選任され、その職務に支障があるとき。	○兼任を解くよう指導し、解任届を提出させ る。(文書による注意)	指定停止3月以下		施行規則第21条 第3項	
届出義務違 反	1. 事業所の名称及び所在地等の変更届を提出しな いとき又は虚偽の届出をしたとき。	○変更届を速やかに提出するように指導す る。(文書で期日を定め警告) この指導に従わない場合、又は虚偽の届出 を行った場合は指定を取消す。	指定取消し	第25条の11 第1項第3号	第25条の7 施行規則第34条	第9条第1項3号
	2. 休止届、廃止届、再開届を届出しないとき又は虚 偽の届出をしたとき。	○廃止届、休止届、再開届を速やかに提出 するよう指導する。(文書で期日を定め警告) この指導に従わない場合、又は虚偽の届出 を行った場合は指定を取消す。	指定取消し		施行規則第35条	

項目	違反内容	指導方法等	処分内容(基準)	根拠条文 (水道法)	関係法令文 (水道法とその施行規則)	川口市上下水道局指定 給水装置工事事業者規程 第9条第1項5号
事業の運営基準違反	1. 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に該当工事に従事する他の者を監督させないとき。	○技能を有する者は、公的な資格、民間の資格あるいはこれらに類するものにより判断することが可能であるが、資格を有していない場合であっても実際に技能を有しているか否かにより最終判断する。(文書による注意)	指定停止1月以下	第25条の11 第1項第4号	第25条の8 施行規則第36条 第2号	
	2. 管理者の承認を受けた工法、工期その他工事上の条件に適合しない工事を施行したとき。	○設計施工基準等に従わない場合 工法等に適合させるよう工事のやり直しを指示し、改善後違反行為の程度によって文書注意又は指定停止を決定する。	指定停止6月以下		施行規則第36条 第3号	
	3. 水道法施行令第6条規定する基準に適合しない給水装置を設置したとき。	○基準に適合するよう工事のやり直しを指示し、改善後違反行為の程度によって文書注意又は指定停止を決定する。	指定停止6月以下		施行規則第36条 第5号イ	
	4. 給水管及び給水器具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき。	○適正な機械器具を備え付け使用するように指導し、改善後違反行為の程度によって文書注意又は指定停止を決定する。	指定停止3月以下		施行規則第36条 第5号ロ	
	5. 指定した給水装置工事主任技術者に、施行した給水装置ごとに工事記録を作成させなかったとき。又は、当該記録をその作成の日から3年間保存しなかったとき。	○記録の作成・保存を指導する。(文書による注意)	指定停止3月以下		施行規則第36条 第6号	

項目	違反内容	指導方法等	処分内容(基準)	根拠条文 (水道法)	関係法令条文 (水道法とその施行規則)	川口市上下水道局指定 給水装置工事事業者規程
工 事 施 行 に 関 す る 義 務 違 反	1. 給水装置の検査の際、管理者の求めに対し、正当な理由なく給水装置工事主任技術者を検査に立ち会わせないとき。	○当該事業者から事情を聴取して指導する。 (文書による注意)	指定停止3月以下	第25条の11 第1項第5号	第25条の9	第9条第1項6号
	2. 給水装置工事に関する報告又は、資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は、虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。	○当該事業者から事情を聴取して指導する。 (文書による注意)	指定停止3月以下	第25条の11 第1項第6号	第25条の10	第9条第1項7号
	3. 施行した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれ大きいとき。	○水道施設を破損した場合に現状復旧を指示し、文書で注意する。(悪質な場合は即取消し) また、水道法違反の事実が明白であり、かつ重大であるときは、指定を取消す。	指定停止6月以下	第25条の11 第1項第7号		第9条第1項8号
不正申請	1. 不正の手段により指定業者として指定を受けたとき。	○事実が判明したら、速やかに取消しを行う。	指定取消し	第25条の11 第1項第8号	第16条の2 第1項	第9条第1項1号

水道法25条の5第3項に規定する給水装置工事主任技術者免状の返納命令に該当する重大な違反

水道法違反の事実が明白、かつ重大で次のいずれかに該当するもの

1. 違反行為により水道施設の機能に障害を与え、またはおそれが大と認められる場合
2. 過去に警告をうけているにもかかわらず、故意に違反行為を繰り返した場合は